

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	令和元年度第3回武蔵村山市学校給食運営委員会
開 催 日 時	令和2年2月18日（火）午後3時30分～午後3時55分
開 催 場 所	武蔵村山市役所4階 401会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：有吉委員長、堀内副委員長、中村委員、五十嵐委員、村山委員、井口委員、榎戸委員、岩瀬委員、羽鳥委員、藤田委員、佐藤委員、吉野委員 欠席者：水野委員、吉田委員、小山委員 事務局：教育長、教育部長、学校給食課長、学校給食課学校給食センター所長、同課主査、同課主事、同課栄養教諭、同課栄養士、同課事務嘱託員
議 題	1 令和2年度武蔵村山市学校給食基本計画書（案）について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1：令和2年度武蔵村山市学校給食基本計画書（案）について 原案のとおり承認することに決定した。 議題2：その他 特になし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	(委員長) それでは、ただいまから、令和元年度第3回武蔵村山市学校給食運営委員会を開会いたします。 ただいまの出席委員は私を含めまして12人で、武蔵村山市学校給食運営委員会規則第6条第2項に定める定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることを御報告いたします。 それでは、議題1 令和2年度武蔵村山市学校給食基本計画書（案）についてを議題といたします。 事務局から説明をお願いします。 (事務局) それでは、お手元の資料2、令和2年度武蔵村山市学校給食基本計画書（案）を御覧ください。 こちらは、教育委員会で毎年度策定しているもので、当該年度の学校給食の運営に当たっての基本的な事項と、歳入・歳出予算について定めるものです。 それでは、目次の次の1ページを御覧ください。 (1)の学校給食実施に係る基本方針につきましては、学校給食法の規定に沿ったもので、内容といたしましては、本市の学校給食について、学校給食法で定める学校給食の目的を踏まえるとともに、学校給食法第2条に掲げられた7つの目標、こちらのアからキまで掲げているものですが、これら目標の達成に向けて実施するとしています。 御参考までに、この7つの目標を読み上げさせていただきます。 ア 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

イ 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

ウ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。

エ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

オ 食生活が食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

カ 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

キ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。
となっています。

これらの内容につきましては、本年度と同様です。

次に、(2)学校給食業務実施に当たっての基本的事項について御説明します。

ここでは、令和2年度の学校給食業務を実施する上で基本となる事項を5つ取り上げています。

まず、アの学校給食の実施についてですが、「成長期にある児童及び生徒の健康の保持増進を図るため、学校給食実施基準を踏まえ、栄養バランスのとれた豊かで多様な献立の実施と魅力ある学校給食の提供に努める。」としています。

これが学校給食の実施に当たっての基本的な考え方となります。

次は、イの食育・地産地消の推進についてです。

これまで、毎月の予定献立表の紙面や各学校での給食時間における放送用のメモを活用した食に関する情報の提供を行っており、令和2年度もこれらを継続していきます。

また、旬の食材の使用、行事食・郷土食献立を実施するほか、和食についても理解が深まるような献立の実施に努めていきます。

なお、地場産食材の活用につきましては、市の第三次農業振興計画でも、地場産食材の利用割合を増やしていこうという目標が掲げられていることから、引き続き「利用拡大を図っていく」という内容としています。

2ページに移りまして、ウの安全・衛生管理についてです。

平成28年に、厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルが一部改正され、10月から3月までの間のノロウイルス検査が努力義務となっています。

本市においては、この改正前から、調理従事者のノロウイルス検査を実施しているところです。

今後も、学校給食従事者の衛生管理及び健康管理等を徹底するとともに、

学校給食従事者に対する研修等の実施により衛生意識の徹底を図り、食中毒などの事故防止に努めていきます。

また、食材の残留放射性物質検査ですが、基本的には、食品の安全に関しては、生産、流通の各段階で、既に関係諸機関において食品の放射性物質検査が実施されており、学校給食の安全は確保されているものと考えていますが、安心して給食を召し上がっていただくという観点で、次年度も検査を継続していきます。

また、従来から行っております、食品の細菌検査や食器の残留物検査等も継続し、安全な給食の提供に努めていきます。

次に、エの学校給食費会計の公平化・公正化についてです。

7月開催の本年度第1回の運営委員会でも御報告しましたが、昨年度、平成30年度の現年度分給食費の収納率は99.15%であり、前年度比で0.31ポイントの減となっています。

学校給食で使用する食材の購入費は、給食費をもって充てており、全ての保護者に公平に負担していただく必要があることから、保護者に対し、給食費の重要性について十分周知していくとともに、引き続き、教育委員会と学校とが緊密に連携し、収納率の向上を図っていきます。

最後に、オの給食業務の民間委託等についてですが、中学校学校給食調理等業務につきましては、平成22年4月から民設民営の委託方式で実施しており、これまで継続して安定的な業務の運営がされています。

現在の委託契約期間は、本年度までとなっていますが、第2回の運営委員会で御報告しましたとおり、現在の業者と令和2年度以降も引き続き委託契約を締結する予定となっています。この受託者に対しましては、今後も安全で安心できる学校給食の提供がなされるよう、監理指導を徹底していきます。

一方、小学校給食の調理等を行っている市立学校給食センターにつきましては、昭和44年5月の稼働ということで、50年が経過し施設的に老朽化が進んでいるところです。

このため、新たな施設の整備に向けて、引き続き計画的に対応していきます。

以上、令和2年度の学校給食業務の実施に当たっての基本的事項について御説明させていただきましたが、2ページの最後の3行にありますように、来年度におきましても、「引き続き安全・安心でバランスのとれたおいしい学校給食を提供するとともに、学校給食費会計の健全な運営に努める」こととしています。

基本方針につきましては、以上です。

以下、3ページから11ページまでの内容につきましては、担当の比留間主査の方から説明しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、令和2年度武蔵村山市学校給食基本計画書(案)の3ページ以降は私から御説明いたします。

お手元の資料の3ページを御覧ください。

2 基本計画、(1)年間給食日数については、アからカのとおり小学校第1学年の177日から小中学校職員の192日です。

この日数以内の喫食日数を各小中学校にお願いするものです。

次に、(2)給食1食当たりの単価及び給食費の額については、小学校低学年の214円から中学校の265円で平成26年度からこの単価です。

続いて、資料4ページ(3)給食基本人員は、小学校4,384人、中学校2,334人の合計6,718人です。

これは令和元年10月1日現在の推計値を使用しています。

(4)献立目標は、米飯を中心として献立を作成する予定であり、主食の割合は表のとおりです。

次に、資料5ページからの(5)学校給食センターの稼働ですが、小中学校ともに例年どおり192日です。

続いて、資料9ページをご覧ください。

3歳入歳出予算概要ですが、令和2年度は歳入歳出ともに2億9,811万1千円としております。

次の10ページ11ページをお開きください。

歳入予算の内訳です。

10ページは現年給食費の内訳で、それぞれの1食単価に基本人員と給食日数を乗じて算出した調定見込額に収入割合の99.5パーセントを予算計上してあります。

小学校1億8,427万8,921円、中学校1億1,238万2,504円、合計2億9,666万1,425円です。

次の11ページは過年度給食費の内訳です。

収入見込額は、小中学校合わせて103万8,600円を計上しています。

試食会費は、延べ19回550人を予定しており14万円の収入見込です。

資料9ページにお戻りください。

(2)歳出予算ですが、小学校1億8,526万5千円で62.15パーセント、中学校は1億1,284万6千円で38.85パーセントの支出割合です。

雑駁ではございますが、武蔵村山市学校給食基本計画書(案)の説明は以上です。

(委員長) これで説明が終わりました。これより質疑に入ります。

御質問などのある方は挙手をし、指名をいたしますので、発言をお願いいたします。

